

## ★平成23年度各省庁税制改正要望まとまる

去る9月14日の民主党代表選挙で菅直人氏が代表に再選されました。また、政府税制調査会は既に8月末締め切りで各省庁から平成23年度税制改正要望を受け付け、内閣府ホームページでその内容を発表しました。

政府税制調査会では、菅政権が継続したことから、昨年末に発表された平成22年度政府税制改正大綱や7月の参議院議員選挙時の民主党マニフェスト、今回公表された税制改正要望に掲げられた項目を中心に議論される見込みです。来年度改正では、所得税や相続税の課税強化なども予想されています。今後の税制調査会の議論については、適宜ご案内する予定です。（長掛栄一）

### <個人資産税を中心とした主な改正要望>

税	項目	要望内容	省庁
所得税	上場株式等の軽減税率の延長	上場株式等の譲渡所得及び配当所得に係る現行の軽減税率10%（国税7%、地方税3%）を延長	金融庁
	金融商品に係る損益通算範囲及び損失繰越期間の拡大	金融商品間の損益通算範囲の拡大 現行の債券税制の見直し 損益通算の拡大の際には特定口座を最大限活用	金融庁 経産省 農水省
	公益社団・財団法人、特定非営利活動法人等への寄附金に係る税額控除制度の創設	所得税に税額控除方式（控除率：国税40%、地方税：10%、控除限度額：25%）を導入し、所得控除との選択性に	内閣府 環境省 文科省
	寄付金控除の年末調整への導入	寄附金控除に係る手続きを年末調整の対象に	文科省
	既存住宅に係る特定の改修工事をした場合の所得税額の特別控除等の延長	ローンを組まずに、既存住宅の省エネルギー改修等した場合の税額控除の特例の適用期限を2年延長	環境省 経産省
	電子証明書等税額控除	適用期限を2年間延長	内閣官房
相続税・贈与税	死亡保険金の相続税非課税限度額の引上げ	死亡保険金の相続税非課税限度額について、現行限度額に「配偶者分500万円＋未成年の被扶養法定相続人数×500万円」を加算	金融庁
	非上場株式等についての相続税・贈与税の納税猶予制度の見直し	特別子会社及び同族関係者に係る適用要件などの見直し	経産省
	林業経営の継続等を確保するための相続等に係る税制上の特例措置	森林事業の承継を受ける後継者（相続人）に対し、相続税又は贈与税の課税の特例措置を創設	農水省
	医業継続に係る相続税・贈与税の納税猶予等の特例措置の創設	持分のある医療法人において、出資者の死亡の際に発せる相続税、みなし贈与課税を、一定の条件を課することで猶予	厚労省
	文化財の公開促進のための寄託優遇税制の創設	個人が所有する国宝、重要文化財等について、国・独法等との間で20年以上継続寄託することを約した場合、当該個人の死亡後、相続又は遺贈を受けた者に対し、当該契約期間中の相続税納税を猶予	文化庁
法人税	法人税率の5%引下げ	法人税率を5%引き下げる。その際、課税ベースの拡大を含め、財源確保に留意	経産省
	中小企業者等の法人税率の特例	財源確保と合わせ、中小企業者等に係る法人税の軽減税率を早急に引き下げ	経産省 農水省